

- (1) 提出期間
平成16年10月6日(水)から平成16年11月4日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後6時15分までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県土木部土木技術管理室技術指導係(県庁行政棟本館11階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6056
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成16年10月6日(水)から平成16年11月12日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後6時15分までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成16年10月19日(火)午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館11階1101会議室
ウ その他
出席者は1者につき3名までとする。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成16年11月15日(月)午後3時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館11階1101会議室
 - (5) 入札書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年11月15日(月)午前10時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
The Development of "Kumamoto Prefectural Public Works Date Processing System"
- (2) Period of commission:
From the day of the contract through March 31, 2005
- (3) Date and place to submit bidding:
November 15, 2004 3p.m.
The No.1101 conference room (11th floor)
Kumamoto Prefectural Government
- (4) Deadline to submit bidding by mail:
November 15, 2004 10a.m. (Registered mail only)
- (5) Language and currency to be used for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of department in charge of this bidding contract:
Civil Engineering Technical Supervision Office,
Department of Civil Engineering,
Kumamoto Prefectural Government,
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
Phone:096-383-1111 Ext.6056

熊本県公告第786号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成16年9月28日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成16年10月6日

熊本県知事 潮谷 義子

1 争議行為の目的

- 次の要求内容の完全獲得
- (1) 一方的協定破棄について交渉を直ちに再開すること。
- (2) 増員・賃金・労働条件の改善
- (3) 臨時職員に関する要求事項
- (4) 患者サービス向上に関する要求事項
- (5) 施設・設備の改善に関する要求
- (6) その他の要求事項

- 2 争議行為の日時
平成16年10月7日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 争議行為の種類
健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。
- 4 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場並びに敷地

登載依頼

熊本県労働問題政労使会議公告第1号

熊本県労働問題政労使会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年10月6日

熊本県労働問題政労使会議座長

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成16年10月12日（火） 午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ「ひばり」
- 3 議題
雇用対策等の労働問題への今後の対応について
～人材育成・確保を中心として～
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県労働問題政労使会議事務局
(熊本県商工観光労働部労働雇用課労働企画班)
(電話 096-383-1111 内線 5223)

